

大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金

(漁業者・遊漁船事業者向け)

1. 概要

原油価格の高騰による燃料費上昇の影響を受けた水産関係事業者を対象に補助金を支給します。

2. 対象者（以下全てに該当する必要があります。）

- (1) 令和5年6月1日時点において、町内に住所を有する大洗町漁業協同組合の組合員で漁船または遊漁船を所有する漁業者または遊漁船事業者であること。
- (2) 漁業者においては、大洗町地方卸売市場で令和4年10月から令和5年9月までの期間内で30日以上の水揚げ実績があること。遊漁船事業者においては、同期間において30日以上の実績があること。
- (3) 未納となっている町税がないこと。

3. 補助内容

- ・業務を行うために購入した令和4年10月から令和5年9月までの期間内で燃油購入量（ガソリン、灯油、軽油、又は重油に係る購入量）に、1リットルあたり12円を乗じた額を補助限度額の範囲内で補助金を支給します。（1,000円未満切り捨て）

※補助金の申請は1事業者につき1回限りとし、複数の漁船または遊漁船を所有している場合は補助上限額の範囲内において、合算して請求することができます。

4. 補助金額

- (1) 3t以上の漁船 100,000円以内
- (2) 3t未満の漁船 50,000円以内
- (3) 遊漁船 100,000円以内

5. 申請方法

令和5年12月28日（木）までに、下記の方法にて申請してください。（郵送の場合、当日消印有効）

【申請先】大洗町役場農林水産課または大洗町漁業協同組合

【申請書類】・大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1-1号）
・宣誓書兼同意書（様式第2号）

※大洗町ホームページ <https://www.town.oarai.lg.jp> から「大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金」様式第1-1号及び様式第2号をダウンロードして申請して下さい。

【添付書類】

- ①令和4年10月から令和5年9月までの期間内に燃料を購入したことが確認できる書類
（請求書、領収書または出納簿等の写し）

- ②振込口座の写し

※その他町長が必要と認める書類

※①、②については、大洗町漁業協同組合で確認できる場合は添付不要です。

6. 申請窓口及びお問い合わせ先

大洗町農林水産課 水産振興係 〒311-1392 大洗町磯浜町 6881-275 附属庁舎2階

Tel 029-267-5173 FAX 029-266-2412 Mail nousui@town.oarai.lg.jp

大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金 対象確認フロー図

①3 t 以上の漁船または遊漁船

令和5年6月1日時点において、町内に住所を有する
大洗町漁業協同組合の組合員で漁船を所有し大洗町地方卸
売市場で令和4年10月から令和5年9月までの期間内に30日
以上の水揚げ実績があること。
(遊漁船事業者は同期間に30日以上の実績があること。)

いいえ

補助金対象外

はい

補助金対象

①業務を行うために購入した燃料が 8,334ℓ 以上

補助金上限額 100,000 円

②業務を行うために購入した燃料が 8,33ℓ 以下

購入料 × @12 円 = 補助額
(1,000 円未満切捨て)

②3 t 未満の漁船

令和5年6月1日時点において、町内に住所を有する
大洗町漁業協同組合の組合員で漁船または遊漁船を所有
し大洗町地方卸売市場で令和4年10月から令和5年9月
までの期間内に30日以上の実績があること。

いいえ

補助金対象外

はい

補助金対象

①業務を行うために購入した燃料が 4,167ℓ 以上

補助金上限額 50,000 円

②業務を行うために購入した燃料が 4,16ℓ 以下

購入料 × @12 円 = 補助額
(1,000 円未満切捨て)